

徳島県告示第五十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和五年二月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

医療法人 清和会	名称	所在地	指定介護予防サービス事業者
徳島市八万町寺山二三番地二	所在地	名称	指定介護予防サービス事業を行う事業所
訪問看護ステーション きょうりつ	名称	所在地	サービスの種類
徳島市八万町寺山二三番地二	所在地	介護予防訪問 看護	指定年月日
令和五年二月一日	指定年月日		